

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（健康長寿課）

一 趣旨

養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務の終了に伴い、本人確認情報を利用することができる事務に関する規定の整備をするための改正

二 内容

別表第二中第四号の規定を削除する。

三 施行期日

令和三年三月三十日